



わが街の



令和8年度 改訂版

# 障がい福祉サービス



障がいのある人もない人も  
互いに支えあい、協働し  
すべての市民の笑顔が  
かがやくまち よこて



横 手 市

横手市自立支援協議会

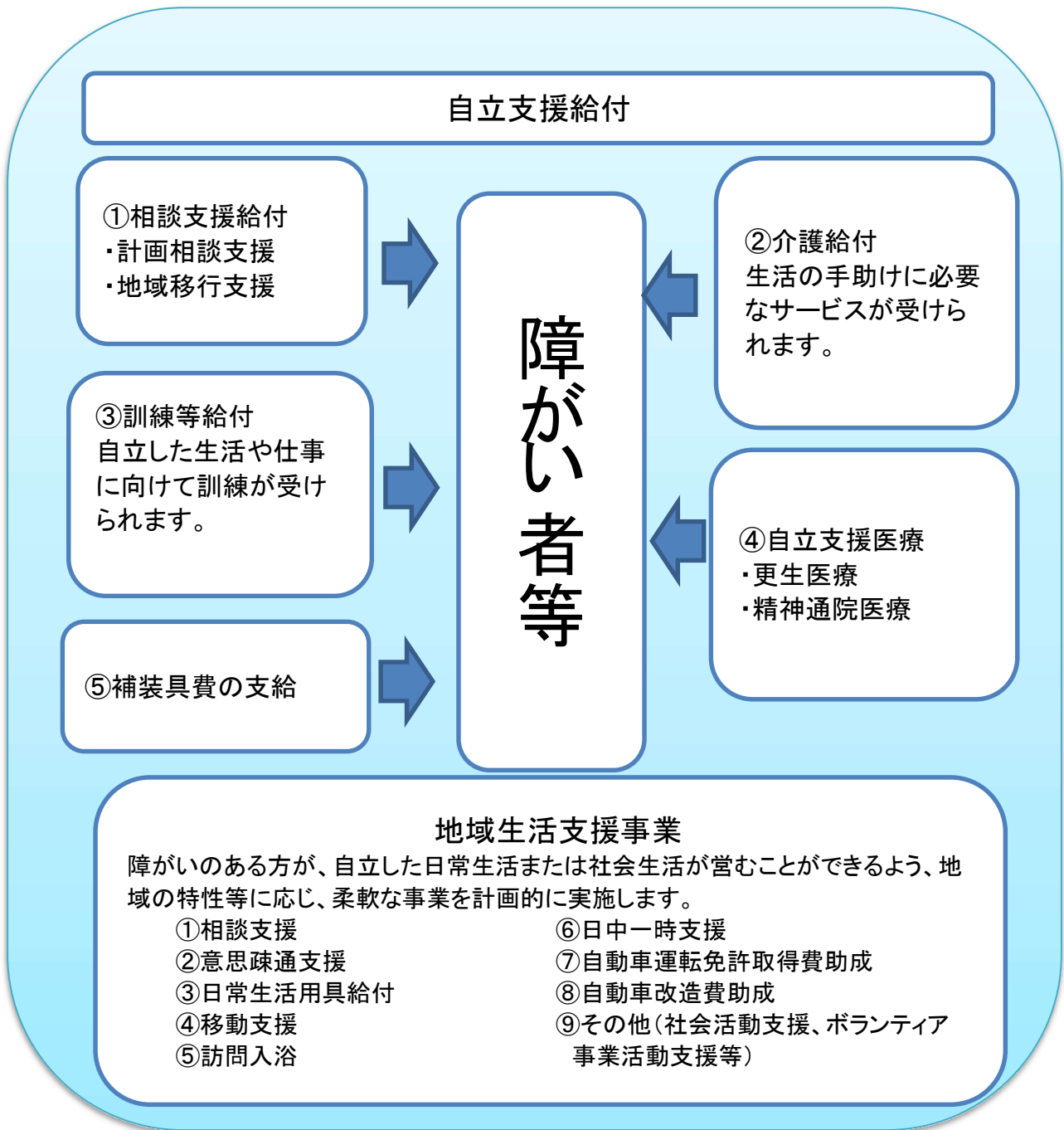
1. 障害者総合支援法について	
① 支給決定の対象となる障がい者等 障害者総合支援法で受けられるサービス	1
② 障がい福祉サービスの利用方法	2
2. 障がい福祉サービスについて	
＜自立支援給付＞	
① 相談支援給付	3
② 介護給付	4
③ 訓練等給付	5
⑤ 自立支援医療	6
⑥ 補装具費の支給	6
＜地域生活支援事業＞	
地域生活支援事業	7
3. 福祉サービスを受ける際の利用者負担について	8
4. 横手市の相談窓口一覧	9



支給決定の対象となる障がい者等

種別	内容	確認書類等
身体障害者	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち18歳以上である者	・身体障害者手帳
知的障害者	知的障害者福祉法に規定する知的障害者のうち18歳以上である者	・療育手帳
精神障害者	精神保健及び精神保健福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者で18歳以上の者	・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 ・医師の診断書 ・精神障害を事由とする年金を受給している証明書
難病対象者	厚生労働大臣が定める治療方針が確立していない疾病その他の疾病がある程度であって18歳以上の者	・医師の診断書 ・特定医療費(指定難病)受給者証

障害者総合支援法で受けられるサービス



## 障がい福祉サービスの利用方法

# 1. 障害者総合支援法について

あなた

### ①相談

相談支援事業所に、障がい福祉サービスの利用についての相談をします。

### ②申請

本庁舎4階社会福祉課や各地域局に利用申請をします。相談支援事業所による、代理申請も可能です。

### ③訪問調査(聞きとり調査)

調査員が障がい者または障がい児の保護者等と面接して、普段の生活の様子についておうかがいします。

### ④事業所と契約

「相談支援事業所」を選択し、サービス等利用計画作成に関する契約をします。そのうえでどんなサービスを利用していか、相談して決めていきます。

### ⑤サービスの利用開始

『障害福祉サービス受給者証』を提示してサービスを利用します。

### ⑥支払い

サービスを利用した時は、事業者や施設に利用料を支払います。

※相談支援事業所は、P3で紹介しております。

※横手市障がい者基幹相談支援センターはP9で紹介しております。

市役所

#### <審査会>

・障害支援区分(区分1～区分6)の認定

#### <決定・通知>

・支給の決定  
・『障害福祉サービス受給者証』の交付



## ①相談支援給付



### 計画相談支援事業所

計画相談支援事業所は、障がい福祉サービスについて

- ①申請前の相談に応じます。
- ②申請をするときの支援をします。
- ③実際にサービスを受けるときに、『サービス等利用計画』を作ります。
- ④サービスを提供している事業者と連絡調整をします。

※横手市内の計画相談支援事業所は次の7事業所です。

事業所名	連絡先
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団 阿桜園	〒013-0064 横手市赤坂字仁坂105 電話：0182-32-6085 E-mail：azakuraen@fukinoto.or.jp
社会医療法人 興生会 地域生活支援センター のぞみ	〒013-0014 横手市平和町3-30 よねやMGビル1F 102・103号室 電話：0182-35-5781 E-mail：nozomi@kohseikai.com
社会福祉法人 ファミリーケアサービス 相談支援事業所 ひまわり社	〒013-0044 横手市横山町1-1 電話：0182-30-0123 E-mail：himawari-sha@family-care-service.or.jp
合同会社 Goya ケアサポート たんせ	〒013-0001 横手市杉沢字鶴谷地106-2 電話：0182-33-2551 E-mail：tanse620@hb.tp1.jp
一般社団法人 よこて地域福祉研究会 障がい福祉センター ぴらん	〒013-0063 横手市婦気大堤字婦気前235-6 電話：0182-23-5861 E-mail：plan@welfare-plan-yokote.jp
合同会社 福祉のパートナーなでしこ 相談支援事業所 なでしこ	〒013-0521 横手市大森町字大森47 電話：0182-23-6505 E-mail：nadeshiko@basil.ocn.ne.jp
合同会社 ももの花 相談支援事業所 ももの花	〒019-0701 横手市増田町増田字上川原18-1 電話：0182-23-5440 E-mail：momonohana@aiores.ocn.ne.jp

②介護給付(日常生活に必要な支援)

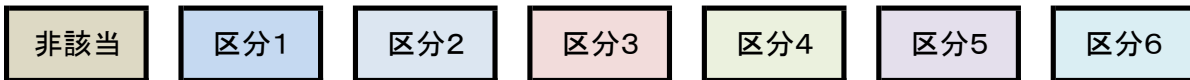


自分の家で受けられるサービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等をおこないます。 【障害支援区分1以上】
	重度訪問介護	重度の障がいがある人に、普段の生活のいろいろな支援を総合的におこないます。 【障害支援区分4以上※】
	同行援護	視覚障がいにより移動が難しい人に、外出に同行して支援をおこないます。 【障害支援区分2以上※】
	行動援護	危険なく安全に外出ができるように支援をします。 【障害支援区分3以上】
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人で、特に程度が高い人に対し、福祉サービスを包括的に提供します。 【障害支援区分6】
	住む場所の提供	施設入所支援
療養介護		病院や施設で常に医療と介護が必要な人に、訓練や看護、介護などをおこないます。【障害支援区分5以上の身体障害者※】
施設で受けられるサービス	生活介護	常に介護が必要な人に、介護を行うと共に、日中活動の機会を提供します。 【障害支援区分3以上、50歳以上で障害支援区分2以上】
	短期入所 (ショートステイ)	自宅での介護が難しいときに、短期間、施設で生活ができます。 【障害支援区分1以上】
	共同生活援助 (介護サービス包括型)	夜間や休日、共同生活をおこなっているところで、必要な介護をうけられます。 【障害支援区分2以上】

※がついているサービスを受けるためには、障害支援区分のほかに一定の条件が必要となります。  
※障害支援区分は『障害福祉サービス受給者証』に明記しております。

障害支援区分とは・・・◎障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。

(低い) ←———— 必要とされる支援の度合い —————→ (高い)



### ③訓練等給付(就労や生活を支援)

#### 自立訓練

(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活を送れるようになるために、一定期間必要な練習や訓練を受けることができます。

#### 就労移行支援

一般企業などに就職を希望する人に、一定期間就労に必要な訓練をおこないます。

#### 就労選択支援

自己決定を尊重し、自身に合った働き方を(一般就労・就労継続A・B型)を選択できるよう支援を行います。

#### 就労継続支援 (A型・B型)

一般企業で働くことが難しい人に、働く場を提供し、就労に向けた訓練を行います。

#### 就労定着支援

一般就労した人の就労に伴う生活面の課題に対し、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

#### 自立生活援助

障害者支援施設等を利用していた人で、一人暮らしを希望する人に対し、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応等の支援を行います。

#### 共同生活援助 (グループホーム)

夜間や休日に、共同生活しているところで、相談や日常生活上の支援をおこないます。

利用者負担についてはP8を参考にしてください。

#### 参考

横手市内の障がい福祉サービス事業所の一覧や空き状況は市公式ホームページをご確認ください。

障がい福祉サービス事業所一覧 ページID:1003194

### ④ 自立支援医療(医療費などの支援)

#### 更生医療

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が、関節形成術、心臓手術、人工透析などを受けるときに利用できます。

#### 精神通院医療

精神疾患のため、継続的に通院治療を受けている人が利用できます。



### ⑤ 補装具費の支給

- ・障がいのある人の体の不自由な部分を補う器具(補装具)の購入費や修理費を補助します。
- ・事前に申請が必要です。(申請の流れは下記を参照)

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方で、世帯の市民税所得割額が46万円未満の方
費用	費用の1割が原則自己負担となります。ただし月額上限額37,200円です。なお、市民税非課税の方は無料です。

#### ☆補装具の種類

障がい名	補装具の種類
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、めがね
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢(義手・義足)、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、車載用姿勢保持装置
内部障がい	車いす、電動車いす(1級の方)、歩行器、歩行補助つえ
肢体不自由かつ音声言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置

#### ～申請までの流れ(身体障害者手帳を受け取ってから)～

意見書や処方箋を指定の医師に依頼する  
(意見書と処方箋が申請に必要な補装具もあります)



業者に購入または修理の見積もりを依頼する



書類が揃ったら、本庁舎1階7番窓口または最寄りの地域局市民サービス課  
保健福祉係にお越しください

## 地域生活支援事業

### ①相談支援

福祉サービスについて、必要な情報提供や助言などをおこないます。

### ②意思疎通支援



聴覚に障がいがある人が、意思の伝達に支援が必要な場合に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

### ③日常生活用具給付

重度の障がいがある人に、日常生活を支援する用具を給付します。

### ④移動支援

障がいのある人が屋外での移動が難しい場合や、一人で外出するのが難しいときに移動の支援をします。

### ⑤訪問入浴

身体に障がいがある方の自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助をおこないます。

### ⑥日中一時支援

障がいのある方や児童に、日中や放課後に活動して過ごす場を提供します。

### ⑦自動車運転免許取得費助成

障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため、自動車操作訓練を終了するのに要した費用を助成します。

### ⑧自動車改造費助成

障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため、自動車改造に要した費用を助成します。

### ⑨その他

自発的活動支援(社会活動支援、ボランティア活動支援)、成年後見制度利用支援、手話奉仕員養成研修、地域活動支援センター運営及び機能強化、福祉ホーム、スポーツ・レクリエーション教室、声の広報等発行

利用者負担についてはP8を参考にしてください。

## 福祉サービスを受ける際の利用者負担について

### 自立支援給付

原則として、利用者はサービス費用の1割を負担します。食費等一部自己負担となる方もいます。市民税非課税世帯は、利用者負担はありません。

・市民税課税世帯は、下記表をご参考ください。

利用者	障がい福祉サービスの区分	負担上限額	
		所得割額が16万円未満 9,300円	所得割額が16万円以上 37,200円
障がい者 (18歳以上)	居宅・通所		
	入所	37,200円	

### 地域生活支援事業

障がい者・障がい児の自立した日常生活につなげるため、以下のような事業を行っています。①相談支援事業については、障がいのある方に限らず保護者の方や介護する方も利用できますが、②～⑧の事業については、対象となる方の要件がありますので事前にご相談ください。

・市民税非課税世帯の方は無料です。

事業名	費用
①相談支援	無料
②意思疎通支援	無料
③日常生活用具給付	費用の1割が原則自己負担となります。 (月額上限額 37,200円)
④移動支援	提供単位は30分ごとで、基準単価の1割が自己負担となります。
⑤訪問入浴	1回 1,266円～1,310円(事業所が設定している加算を除く)
⑥日中一時支援	提供単位は4時間未満、4～6時間未満、6時間以上に分けられており、それぞれ基準単価の1割が自己負担となります。
⑦自動車運転免許取得費助成	自動車運転免許を取得する際に要した費用を10万円まで助成します。
⑧自動車改造費助成	直接改造に要した費用を10万円まで助成します。



## 横手市の相談窓口一覧

## 横手市障がい者基幹相談支援センターを開設しました！！

令和5年10月1日から、横手市障がい者基幹相談支援センターを開設しました。  
横手市障がい者基幹相談支援センターでは、障がいのある方やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門スタッフがさまざまな相談をお受けします。相談内容の秘密は守られますので、ご安心ください。

電話番号：0182-35-5781  
受付時間：午前9時から午後4時30分  
Eメール：kikan-nozomi@kohseikai.com



横手市役所 相談機関 ☆相談・手続き時間  
月曜日～金曜日(ただし祝日・年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分

名 称	住 所 ・ 電 話 等
横手市役所 健康福祉部 社会福祉課 (本庁舎4階)	※福祉事務所 〒013-8601 横手市中央町8番2号 庁舎4階 電 話：35-2132 F A X：32-9709
まちづくり推進部 増田市民サービス課 (増田庁舎2階)	※増田地域局 〒019-0701 横手市増田町増田字土肥館173番地 電 話：45-5514 F A X：45-5563
まちづくり推進部 平鹿市民サービス課 (平鹿庁舎1階)	※平鹿地域局 〒013-0105 横手市平鹿町浅舞字覚町後138番地 電 話：24-1114 F A X：24-3087
まちづくり推進部 雄物川市民サービス課 (雄物川庁舎1階)	※雄物川地域局 〒013-0205 横手市雄物川町今宿字鳴田1番地 電 話：22-2157 F A X：22-2184
まちづくり推進部 大森市民サービス課 (大森庁舎1階)	※大森地域局 〒013-0514 横手市大森町字大中島268番地 電 話：26-2115 F A X：26-3894
まちづくり推進部 十文字市民サービス課 (十文字庁舎1階)	※十文字地域局 〒019-0529 横手市十文字町字海道下12番地5 電 話：42-5114 F A X：42-3672
まちづくり推進部 山内市民サービス課 (山内庁舎1階)	※山内地域局 〒019-1108 横手市山内土湊字二瀬8番地4 電 話：53-2933 F A X：53-2155
まちづくり推進部 大雄市民サービス課 (大雄庁舎1階)	※大雄地域局 〒013-0461 横手市大雄字三村東18番地 電 話：52-3905 F A X：52-3925



#### ※おことわり

このおしらせは令和8年4月時点での概要です。  
今後、法令の改正などのより、内容が変更される場合があります。

#### ※横手市自立支援協議会とは・・・

障害者総合支援法の施行に伴い、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携を緊密にするとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、平成25年4月に設置しました。

委員は、学識経験者、障がい者団体関係者、保健・医療関係者、雇用関係機関担当者、教育関係者、障がい福祉サービス・相談支援事業関係者及び市町村障がい福祉担当者から構成されています。

## わが街の障がい福祉サービス

令和8年度改訂版

令和8年4月

発行:横手市自立支援協議会  
(事務局:横手市 健康福祉部 社会福祉課)  
〒013-8601 横手市中央町8番2号  
TEL 0182-35-2132 / FAX 0182-32-9709